

# カナダジャーナル留学クラブ プログラム約款

2009年9月1日改訂

## 第一条 基本約款

パッケージプログラム申込みご希望の方は、当規約約款を承諾の上、カナダ・ジャーナル(以下、当社)に対し、留学期間中のパッケージプログラムを申込みます。

## 第二条 プログラムの意義

お申込者(以下、お客様)のプログラム手配とカナダ滞在中のサポートは当社とお客様の間で締結します。当社と当社代理店との間で締結する契約は、本書の定めるところによります。

## 第三条 プログラム契約の成立

- (1) お客様は、当社所定の申込書に必要事項を記入の上、郵送、FAX、およびその他の通信手段による契約の申込みをして頂きます。
- (2) 当社は、申込書承諾の旨をお客様に通知した後請求書を発行します。当社代理店は当社へ、指定期日までに当該料金をお支払いしていただきます。
- (3) 本項(2)により当社が受領確認した時点で、本プログラム契約が成立するものとします。
- (4) 契約成立後に入学手続き等の手続きを開始致します。

## 第四条 当社からの申込み拒否事由

お客様が希望するプログラムの申込み期限までに、必要手続きの完了する見通しが無いとき。

## 第五条 プログラム代金

プログラム代金は、当社作成の請求書に従い指定期日までに当該代金をお支払いください。

※ 申し込み方法、及び振込先情報に関しましては、プログラム約款の第十四条をご参照下さい。

## 第六条 渡航手続き

留学プログラムに要する旅券・査証・予防接種証明書等の渡航手続きは、お客様ご自身で行っていただきます。

## 第七条 お客様に提供するサービス

当社がお客様に提供するサービスは以下の通りです。

- (1) 渡航前のカウンセリング・オリエンテーションサービス
- (2) 渡航後のホームステイ滞在手配
- (3) 現地到着時の空港送迎
- (4) 現地滞在中のサポート(24時間緊急サポート含む)
- (5) 学校の入学手続き代行

## 第八条 プログラム契約の変更

- (1) サポートプログラム契約締結後に、お客様の都合により現地到着日、現地到着飛行機便名などを変更される場合は、すみやかに当社へご連絡ください。お客様から連絡が無い場合は、契約を破棄したものとみなし、プログラム料金のいかなる返金もいたしません。
- (2) 当プログラム契約を変更する場合の変更手数料は当社の提示する変更手数料をお支払いください。

## 第九条 プログラム契約内容の変更

当社は留学プログラム契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサポートサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、プログラムの安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめすみやかに当該事由との因果関係を説明してプログラム日程、プログラムサービスの内容を変更することがあります。但し、緊急の場合にといてやむを得ないときは、変更後にご説明いたします。

## 第十条 プログラム契約の取消および取消料

- (1) 既に成立している当プログラム契約をお客様の都合により取消する場合、すみやかに当社までご連絡ください。お客様より書面にて取消を伺った時点で、下記の取消料をお支払いいただくことにより、お客様との契約は正式に取消されます。

契約解除の日(※=プログラム開始日からさかのぼって起算)	
※31 日目にあたる日まで	プログラム代金の 20%
※30 日目～8 日目にあたる日まで	プログラム代金の 50%
※7 日目～旅行開始日まで	プログラム代金の 70%
旅行開始後又は無連絡参加	プログラム代金の 100%

- (2) お客様は次に該当する場合は取消料なしでプログラム契約を取消することができます。
- ① お客様ご本人の死亡による取消については、当該代金から必要経費(学校などにかかる取消料や入学金)を差し引き払い戻し致します。但しプログラム開始後は、それに限りませんのでご了承下さい。
  - ② 第十一条に基づいて、プログラムの契約内容が変更されたとき。但し、その変更が重要なものである場合に限りします。
- (3) 留学後、お客様の素行に問題が見られた場合、又ホストファミリーに何らかの理由で迷惑をかけた時、学校側から退学処分を受けた場合、サポートプログラム代金をはじめ、既に支払っている授業料や保険料等は、一切返金致しません。また、そのような事態になった場合、お客様は一切のサポート破棄をしたものとみなします。

#### 第十一条 当社からの解約

- (1) 第十条に規定する期日までにプログラム代金を支払われないときは、当社はプログラム契約を解除できるものとします。この時は、第十(1)に規定する取消料と同額の違約金をお支払いいただきます。
- (2) 以下に定める事由が生じたとき、当社は催告の上、サポートプログラム契約を解約できるものとします。この場合、既にお支払い済みのプログラム料金は一切返金致しません。
- ① お客様が現地滞在中に当社への連絡なくホームステイ先を退去、または延長されたとき
  - ② 連絡の不能  
現地でのお客様の引越しや、途中帰国により1ヶ月以上に渡り連絡不能になったとき。(この場合は催告なく解約とします)
  - ③ お客様が受入れ機関に迷惑を及ぼし、円滑な研修実施を妨げるおそれがあると認められたとき。
  - ④ その他、当社がやむをえない事由があると判断したとき。
- (3) 以下に定める事由によりサポートプログラム契約を解約したときは、既に収受している留学代金(あるいは申込金)から必要経費(学校などにかかる取消料や入学金)を差し引き払い戻しいたします。但しプログラム開始後は、それにかぎりませんのでご了承下さい。
- ① 天災事変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等のプログラムサービス提供の中止、官公署の命令その他の当社が関与し得ない事由によりご案内したプログラム日程に従ったプログラムの安全かつ円滑な実施が不可能となり、また不可能となるおそれが極めて大きいとき。
  - ② お客様が病気その他の事由により、当該プログラムに耐えられないと認められたとき。

#### 第十二条 当社の免責事項

- (1) お客様が次の事由により、被害を受けられた場合におきましては、当社は原則として責任を負いません。
- ① 天災地変、戦乱、暴動、またはこれらのために生じる日程の変更もしくは中止
  - ② 運送、宿泊機関等のサービス提供の中止や遅延、不通、スケジュール変更・経路変更またはこれらのために生じる日程の変更もしくは中止
  - ③ 官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離、またはこれらのために生じる日程の変更もしくは中止
  - ④ 自由行動中の事故、食中毒、盗難
  - ⑤ 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更等又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在期間の短縮
  - ⑥ ホストファミリーとお客様との間に生じるトラブルに関して生じる法的責任
- (2) 当社は次に記すような当社の責によらない事由によるお客様の留学不可能または留学希望先への正式入学不可能、及び出席日時の変更などの際、その責任を負わないものとします。
- ① 留学希望校側が定員に達していて、入学を希望できない場合
  - ② 日本での学業成績が入学レベルに達していない場合
  - ③ 通信もしくは留学希望校の事由により、入学許可証が期日までに届かずにお客様が出発できない場合
  - ④ お客様がパスポート及びビザなどの不備により、入国を拒否された場合
  - ⑤ お客様がパスポート及びビザなどの取得に時間を要し、出発予定に間に合わない場合
  - ⑥ 天災地変・戦乱・ストライキ・陸海空における不慮の災難、交通事故、政府及びそれに準ずる公共団体の命令などにより、学校がコースを開校できない場合

- ⑦ お客様の個人的な理由により入国を拒否された場合
- ⑧ ビザの発給を拒否された場合
- ⑨ 予定していた航空便に乗り遅れ、開講日に間に合わなかった場合
- ⑩ 留学先学校の規定により、退学等の措置を講じられた場合

#### **第十三条 お客様の責任**

- (1) お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより、当社が損害を受けた場合は、当社はお客様に損害の賠償を請求致します。
- (2) お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失、忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用はお客様にご負担いただきます。
- (3) 第十条の(3)で述べたように、留学後、お客様の素行に問題が見られた場合、又ホストファミリーに何らかの理由で迷惑をかけた、学校側から退学処分を受けた場合、サポートプログラム代金をはじめ、既に支払っている授業料や保険料等は、一切返金致しません。また、そのような事態になった場合、当社はおお客様の強制出国を指示出来る権利を有すると共に、お客様は一切のサポートを破棄したものとみなします。

#### **第十四条 振込先情報**

- ・ 申込用紙に必要事項を記入し送付してください。
- ・ プログラム代金のうち申込金を除いた残額は出発の 31 日目に当たる日より前までに当社が確認できるようご入金ください。
- ・ 申込金の入金締切りは申請の受付締切日でその後入金される契約に対しては現地の滞在手配、その他プログラム催行の準備上参加を保障されない恐れがあるため入金期限は必ずお守り下さい。

#### **振込先の銀行**

口座名義: Japan Advertising Ltd.

口座番号: 00040-001-1622-527

電話番号: 1-604-665-2643

銀行名: Bank of Montreal

支店名: Vancouver Main Office

銀行住所: First Bank Tower, 595 Burrard Street Vancouver, BC V7X 1L7 Canada

SWIFT Code: BOFMCAM2

※海外送金手数料が別途必要になります。